

貯血式自己血輸血管理体制加算の概要（厚労省の告示・通知）

貯血式自己血輸血管理体制加算の概要

貯血式自己血輸血管理体制加算に関する告示・通知

K920 - 2 輸血管理料（厚労省告示）

- 1 輸血管理料 220 点
- 2 輸血管理料 110 点

注3

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

4 貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準（厚労省通知）

- (1) 関係学会から示されている指針に基づき、貯血式自己血輸血が十分な体制のもとに適正に管理及び保存されていること。
- (2) 関係学会から示された指針の要件を満たし、その旨が登録されている常勤の医師が1名以上配置されていること。

5 輸血管理料の届出に関する事項（厚労省通知）

輸血管理料 ， ，輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式73を用いること（筆者注：次頁に添付）。

「11」自己血輸血に関する常勤の責任医師の氏名

記載上の注意4：

「11」については自己血輸血に関する常勤責任医師の認定証の写しを添付すること

様式 73 輸血管理料，輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準に係る届出（報告）書添付書類

様式 73

輸血管理料、輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準に係る届出(報告)書添付書類

1 届出する区分 (該当するものそれぞれに○を付すこと)	輸血管理料Ⅰ ・ 輸血管理料Ⅱ ・ 輸血適正使用加算 ・ 貯血式自己血輸血管理体制加算
2 輸血部門における(専任)常勤医師の氏名	
3 輸血部門における常勤臨床検査技師の氏名等	
氏名	
	専任 ・ 専従
	専任 ・ 専従
	専任 ・ 専従
4 輸血部門における臨床検査技師の勤務状況	
日勤名、	当直名
5 輸血部門における輸血用血液製剤等の管理状況	
輸血用血液製剤の一元管理	実施している ・ 実施していない
アルブミン製剤の一元管理	実施している ・ 実施していない
6 輸血用血液検査を常時実施できる体制	あり ・ なし
7 輸血療法委員会の開催状況及び取組状況	
年間開催回数	回 / 年
取組内容	
8 輸血に係る副作用監視体制	
輸血前後の感染症検査	実施している ・ 実施していない
輸血前の検体の保存	保存している ・ 保存していない
9 「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の遵守状況	
	遵守している ・ 遵守していない
10 新鮮凍結血漿、赤血球濃厚液及びアルブミン製剤の使用状況	
①赤血球濃厚液(MAP)の使用量	① 単位
②新鮮凍結血漿(FFP)の全使用量	② 単位
③血漿交換療法における新鮮凍結血漿(FFP)の使用量	③ 単位
④アルブミン製剤の使用量	④ 単位
FFP/MAP比	$(② - ③ / 2) / ① =$
アルブミン/MAP比	$④ / ① =$
11 自己血輸血に関する常勤責任医師の氏名	

記

記載上の注意

「11」については自己血輸血に関する常勤責任医師の認定証の写しを添付すること